

令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の
投票に当たっての注意事項

- 1 投票できる人
今回の選挙で投票できる人は、平成15年11月1日までに生まれ（10月31日現在で満18歳以上の人）、選挙人名簿に登録されている人です。
- 2 投票日・投票時間
投票日は、県内すべての投票所（434箇所）とも、10月31日です。
投票時間は、原則として午前7時から午後8時までですが、一部の投票所（45投票所）では投票時間が短縮されていますので、市町から送付される投票所入場券などでご確認ください。
- 3 投票は3種類
今回の選挙では、3種類の投票が行われます。
無効投票をできるだけなくすため、投票用紙の色を次のように区分してあります。
また、用紙の種類ごとに記載方法も異なりますので、投票に当たっては十分注意してください。
 - (1) 衆議院小選挙区選出議員選挙（うすい水色の用紙に黒インク）
候補者名を記載して下さい。
 - (2) 衆議院比例代表選出議員選挙（ピンク色の用紙に黒インク）
政党名又はその略称を記載して下さい。
※参議院比例代表選出議員選挙のように、名簿登載者の個人名を記載して投票できませんので注意してください。
 - (3) 最高裁判所裁判官国民審査（うすい緑色の用紙に黒インク）
投票用紙には、審査に付される11人の裁判官の氏名が印刷してありますので、次のように記載してください。
 - ① やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。
 - ② やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
なお、投票したくない人は、投票用紙を受け取らないでください。
また、投票用紙を受け取った後でも投票したくない人は、投票用紙を投票箱に入れずに係員に返してください。
- 4 期日前投票の利用を
仕事や旅行、病気などのため選挙期日当日に投票所へ行けないことが見込まれる方は、期日前投票をすることができます。期日前投票は、10月30日（土）まで、毎日、原則として午前8時30分から午後8時まで市役所（支所）・町役場等で行っています。
なお、期日前投票所一覧は、県選管ホームページなどでもご覧いただけます。
- 5 代理投票
心身の故障などの理由により文字を書くことができない人は、投票管理者に申し出て代理投票をすることができます。
- 6 点字投票
目の不自由な方には点字投票の制度がありますので、投票管理者に申し出てください。

期日前投票の手続など詳しいことは、市町選挙管理委員会又は県選挙管理委員会までお問い合わせ下さい。

（石川県選挙管理委員会 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL 076-225-1282）